

公益社団法人 日本橋法人会
源泉部会規約

源泉部会規約

- 第 1 条 本会は社団法人日本橋法人会源泉部会と称す。
- 第 2 条 本会は社団法人日本橋法人会の会員のうち大口徴収義務者をもって組織する。
- 第 3 条 本会の事務所は社団法人日本橋法人会事務所内におく。
- 第 4 条 本会は源泉税徴収義務者として必要な法規並に取扱いの研修を行なうと典に、会員相互の連絡親睦を図り以て優良なる源泉徴収義務者として日本橋税務署の税務行政に協力することを目的とする。
- 第 5 条 前条の目的を達成するため、次の事項を社団法人日本橋法人会事業部の指導の下に行なう。
1. 会員相互の連絡協調をはかること。
 2. 日本橋税務署及び社団法人日本橋法人会各部との連絡協調をはかること。
 3. 源泉税の法規並に取り扱い等についての研修会、講習会、その他会員の指導向上に必要な集会を開催すること。
 4. その他本会の目的を達成するために必要な事項。
- 第 6 条 本会に下記におく。
- | | |
|------|-----|
| 部会長 | 1名 |
| 副部会長 | 若干名 |
| 世話人 | 〃 |
- 第 7 条 役員は会員の中から部会総会において選任する。役員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。但し、任期満了後も新に選任が行なわれるまではその任に就く。役員に欠員が生じた時総会において選任する。
- 但し、会の運営に支障なき限り次期総会迄はそのままとする。
- 第 8 条 部会長は部会を代表し、その会務を総理する。役員は部会長を補佐し、会務を分担する。
- 第 9 条 総会は定時総会、臨時総会とし部会長が次により招集する。
- 第 10 条 総会は部会員の 3 分の 1 以上が出席しなければ開くことが出来ない。
- 総会の決議は多数決に依り決定する。
- 第 11 条 部会役員全員を以て役員会を構成し、役員会は会務ならびに緊急事項を審議し、総会に提出する議案その他必要と認める事項を決議する。
- 第 12 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 13 条 本会の経費は、会費寄附金並びに社団法人日本橋法人会よりの補助金をもって当てる。
- 第 14 条 本会の会費は部会総会において決定する。

附 則

本会の規約に定めなき場合は役員の決議による。

本会の規約は昭和 48 年 9 月 4 日より施行する。